

国民健康保険・後期高齢者医療保険からお知らせ

国民健康保険 (国保)

限度額認定証などの更新時期です。国保に加入している人が入院や手術などで医療機関を受診するときに、保険証に添えて提示すると支払いが限度額までになります。

現在の認定証は7月31日までの有効期限となっています。個別に通知はしませんので8月以降も必要な人は、7月中に申請をしてください。

国保に加入・脱退するときは届け出を忘れずに！

就職や退職などに伴う国保への加入・脱退などの手続きはお済みですか？
国保へ加入・脱退するときは本人または家族が届け出をしなければなりません。該当する人は早めに手続きをお済ませください。

【手続きに必要な物】

加入するとき

資格喪失証明書
印鑑
マイナンバーおよび写真付き身分証明書

脱退するとき

健康保険の保険証または資格取得証明書
印鑑
マイナンバーおよび写真付き身分証明書

後期高齢者医療保険

保険証の更新時期です。8月1日から使用する新しい保険証はオレンジ色から緑色に変わります。新しい保険証は7月中に郵送しますので、8月1日以降、病院などにかかるときは緑色の保険証を窓口に提示してください。

なお、保険証は住民登録をしている住所に郵送しますので、郵便物の転送期限が切れていないか確認してください。

※ 7月31日で期限が切れる保険証などは、8月1日以降に町民税務課または歌津総合支所に返還してください。

高額療養費制度の限度額が変わります

高額療養費とは、同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったときに、自己負担限度額を超えた分を高額療養費として後から支給する制度です。

70歳以上で国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している人は、8月受診分から自己負担限度額が変更となります。

なお、医療費とは、病院や薬局などで受けた保険診療のことをいい、予防接種や入院時の食事代、ベッド代などの保険が適用されないものは対象となりません。

自己負担限度額 (月額)

平成30年7月受診分まで

所得区分	外来+入院 (世帯単位)		
	外来 (個人単位)		
現役並み所得者	57,600円	80,100円 (医療費 - 267,000円) × 1%	
一般	14,000円 (年間限度額144,000円)	57,600円	
住民税 非課税世帯	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ (所得が一定以下)		15,000円

平成30年8月
受診分～

現役並み所得者が3段階に分かれます



所得区分	外来+入院 (世帯単位)		
	外来 (個人単位)		
課税所得690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (※1)		
課税所得380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (※2)		
課税所得145万円以上	80,100円 (医療費 - 267,000円) × 1% (※3)		
一般 (課税所得145万円未満等)	18,000円 (年間限度額144,000円)	57,600円 (※3)	
住民税 非課税世帯	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ (所得が一定以下)		15,000円

※1 過去12カ月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は140,100円。
 ※2 過去12カ月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は93,000円。
 ※3 過去12カ月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は限度額44,400円。